

宮崎学園短期大学学友会会則

第1章 総 則

第1条 本会は、宮崎学園短期大学学友会と称し、事務所を本学内に置く。

第2条 本会は、会員相互の親和協同により教養の向上及び健康の増進を図り、学生生活の充実に資することを目的とする。

第3条 本会は、本学学生をもって組織する。

第2章 会 議

第4条 本会に次の会議を置く。

1. 総 会 2. 代議員会

第5条 総会は本会の会員をもって組織し、会則の決定・改正・予算・決算の承認、その他特に重要な事項を審議決定する。

第6条 代議員会は代議員をもって組織し、本会運営に必要な事項を審議決定する。

第7条 総会・代議員会の決議事項については、学生支援部長に報告する。

第3章 役 員

第8条 本会に次の役員を置く。

1. 会長（1名）
2. 副会長（2名）
3. 会計（2名）
4. 春の忍ヶ丘祭実行委員長（1名）及び同副委員長（3名）
5. 秋の忍ヶ丘祭実行委員長（1名）及び同副委員長（3名）
6. 議長（1名）及び副議長（2名）
7. 代議員（現代ビジネス科2名、保育科は各学級2名）
8. 会計監査委員（2名）
9. サークル部長会幹事長（1名）及び副幹事長（2名）

第9条 会長、副会長、会計、春の忍ヶ丘祭実行委員長及び副委員長（1名）、秋の忍ヶ丘祭実行委員長及び副委員長（1名）のうち5名は、会員の選挙により選出する。

前年度から残る4名は引き続きいずれかの役員を務める。その4名は9名の役員が1年生の春の忍ヶ丘祭実行委員及び秋の忍ヶ丘祭実行委員の中から、春の忍ヶ丘祭副実行委員長（2名）及び秋の忍ヶ丘祭副実行委員長（2名）として選出する。この4名の副委員長は翌年度も引き続き役員を務めることとする。

前年度から残留する4人 +
選挙を経る5人 +
選挙後に上記9人が推す4人

議長、副議長は、代議員の互選による。

代議員は、各学科より2名選出する。（但し、保育科は各学級2名とする。）

第10条 会長は学友会を代表する。副会長は、会長を補佐し、会長不在の時その職を代行する。会長・副会長は学友会行事の企画・運営に当たる。

第11条 会計は、本会会計事務及び学友会行事の企画・運営に当たる。

第12条 春の忍ヶ丘祭実行委員長及び副委員長並びに秋の忍ヶ丘祭実行委員長及び副委員長は、春の忍ヶ丘祭並びに秋の忍ヶ丘祭の企画・運営に当たるとともにその他の学友会行事の企画・運営に当たる。

第13条 会計監査委員は、代議員会の互選により決定する。

第14条 議長及び副議長は、代議員会、総会の運営に当たり、その議長、副議長となる。

第15条 役員任期は、会員の選挙により選出された役員（9名）にあつては選出された翌年の3月中旬から1年、選挙を経ない役員にあつては選出された日から翌々年の3月中旬までとする。

第4章 会 計

第16条 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

第17条 本会の通常経費は会費及びその他の雑収入をもって充てる。会費は年額7,000円とし、一括で納入するものとする。本会の納入金の保管及び現金出納は学友会会計が行う。

第18条 臨時に特別な経費を必要とするときは、代議員会の承認を得て臨時会費を徴収することができる。

第5章 会計監査

第19条 会計監査は年2回とし、10月末に中間決算、3月末に最終決算を行い、会計監査委員がこれを監査する。

第6章 補則

第20条 総会・代議員会、サークルの運営については別に定める。

第21条 本会会則は平成24年4月1日から施行する。

総 会 会 則

第1条 総会は、学生支援部長の許可を得て会長がこれを召集する。

第2条 総会は、原則として学期初めに定例総会を開く。但し、会長が必要と認めた場合、又は代議員会の要求があった時は臨時総会を開くことができる。

第3条 総会の開催は、議題とともに3日前までに会長がこれを公示しなければならない。但し、緊急の場合はこの限りではない。

第4条 総会の審議は議長及び副議長がこれに当たる

第5条 総会は、会員の3分の2の出席によって成立する。但し、委任状は出席と認める。その議決は出席会員の過半数の賛成により賛否同数の場合は議長の決定による。

代 議 員 会 細 則

第1条 代議員会は次の事項を審議決定する。

1. 役員の罷免
2. サークル、同好会の新設廃止
3. 行事予定
4. その他の重要事項

第2条 代議員会は議長がこれを召集し、原則として学期毎に開く。但し、代議員の半数以上の要求があったとき、又は会長において必要と認めたときは臨時にこれを開くことができる。

学 友 会 役 員 選 挙 細 則

第1条 細則は会長、副会長、会計、春の忍ヶ丘祭実行委員長及び副委員長、秋の忍ヶ丘祭実行委員長及び副委員長の選挙に適用する。

第2条 選挙を管理するため選挙管理委員会を設ける。選挙管理委員会は代議員中より5名を互選により決定し、内1名が選挙管理委員長となる。但し、役員候補者及びその推薦者は選挙管理委員になることはできない。選挙管理委員の任期は1年とする。

第3条 役員は、それぞれ会員の立候補者の中から会員の選挙により決定する。但し、立候補者がいないときは、保育科は各学級から最低1名、保育科以外の学科からは最低1名が立候補する。

第4条 選挙は毎年12月に行い、当選者の任期は翌年3月中旬から1年とする。

第5条 役員に欠員を生じた場合は、それぞれの選出方法に基づき補充選挙を行う。但し、その任期は前任者の残任期間とする。

第6条 本細則は平成24年4月1日から施行する。